



発行 東京都

目次

告示

- マンション建替組合の定款及び事業計画の変更認可……(都市整備局住宅政策推進部マンション課)……一
- 建築基準法による道路位置の指定……二
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……(同)……一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……(同)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……(同)……二
- 都道の区域変更(二件)……(建設局道路管理部路政課)……六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(産業労働局商工部地域産業振興課)……八

告示

●東京都告示第千九百九十三号
マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第三十四条第一項の規定に基づき、宇田川町住宅マンション建替組合の定款及び事業計画の変更

を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十三年八月八日

東京都知事 石原 慎太郎

一 組合の名称

宇田川町住宅マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称 宇田川町住宅

(二) 敷地の区域 東京都渋谷区宇田川町九十四番九

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都渋谷区宇田川町九十四番九

四 事業施行期間

平成二十三年三月一日から平成二十六年八月三十一日まで

五

事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目三番一号

六 設立認可の年月日

平成二十三年三月一日

七 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十三年八月八日

●東京都告示第千九百九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月八日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十三年六月二十二日
西東京市保谷町五丁目千三百八十九番十
延長 一六・六二
幅員 四・〇〇

●東京都告示第千九百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月八日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十三年七月十二日
多摩市貝取一丁目四番十三及び同番十六の各一部
延長 三・〇〇
幅員 四・〇〇

●東京都告示第千九百九十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第百五十二

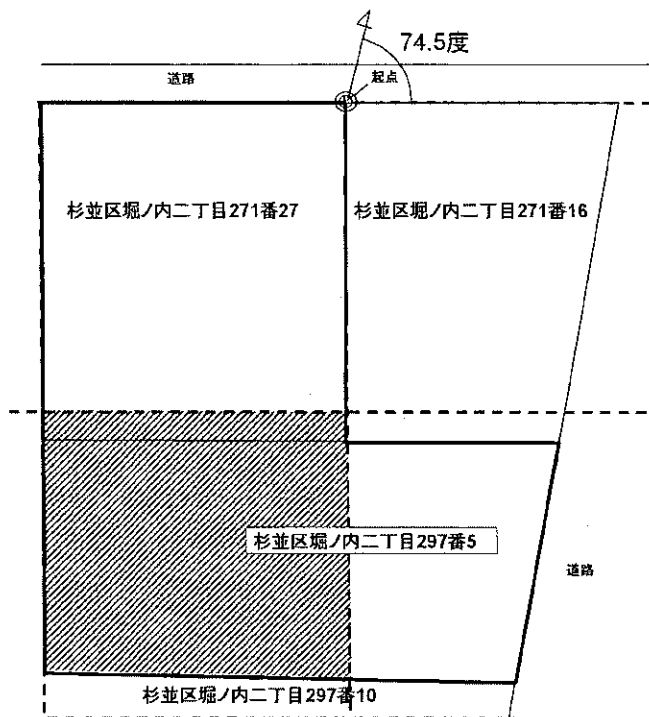
号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年八月八日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(杉並区堀ノ内二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物及びシアン化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- ▨ 指定を解除する区域
- 調査対象地
- - - 単位区画境界
- 筆境界

【起点】

起点は、調査対象地(杉並区堀ノ内二丁目271番27)の最北端とする。

【格子の回転角度：74.5度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百九十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

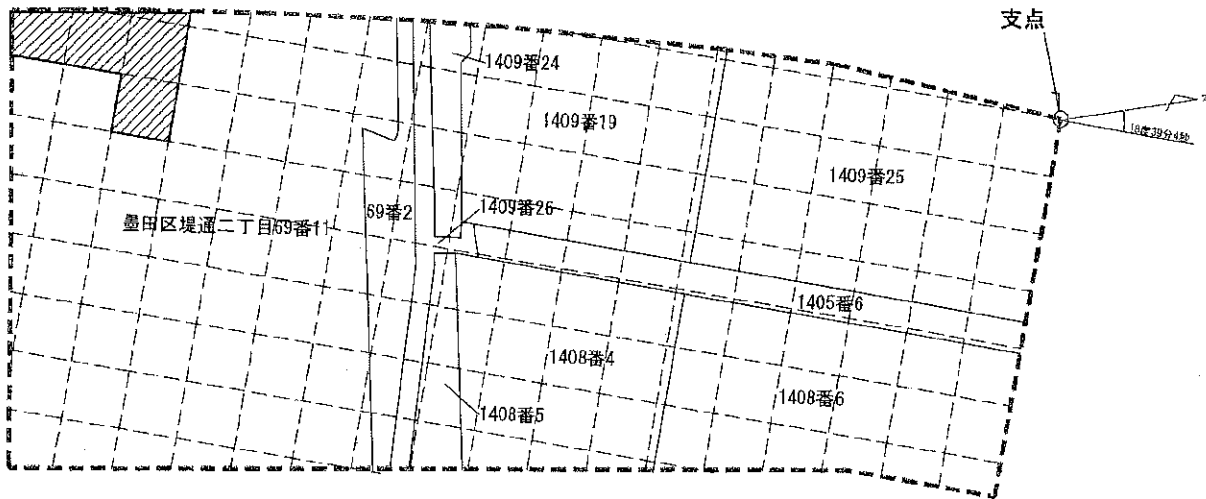
平成二十三年八月八日

東京都知事 石 原 慎太郎


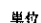
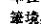
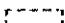
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区堤通二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画
-  筆境界
-  調査対象地

(支点)
支点は、墨田区堤通二丁目1409番25の最北端とする。

格子の回転角度：18度39分4秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十八号

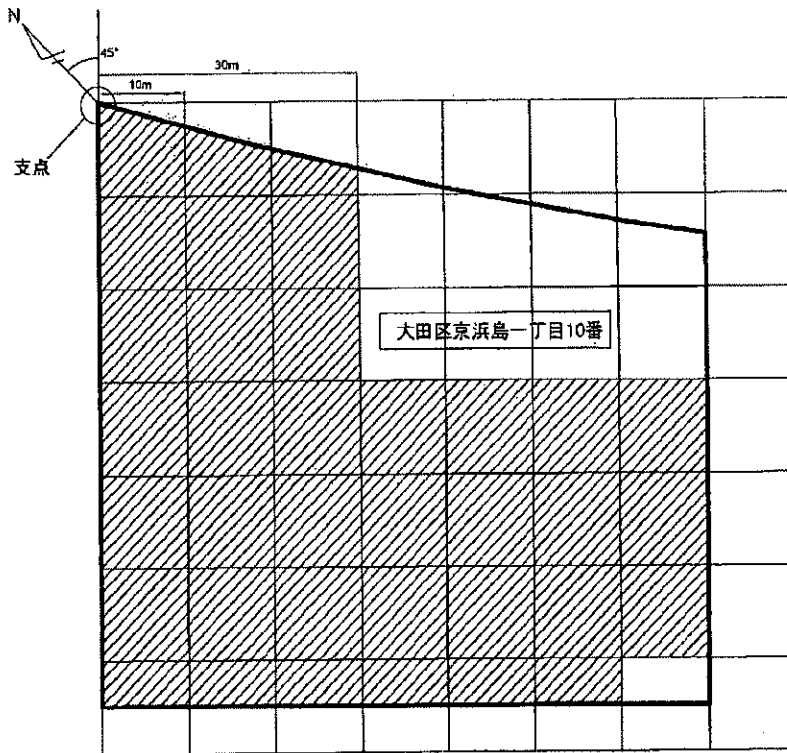
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年八月八日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区京浜島一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

: 形質変更時要届出区域

: 単位区画境界線

: 筆境界

【支点】

支点は、大田区京浜島一丁目10番の最北端とする。

【格子の回転角度:45度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心に右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年八月八日

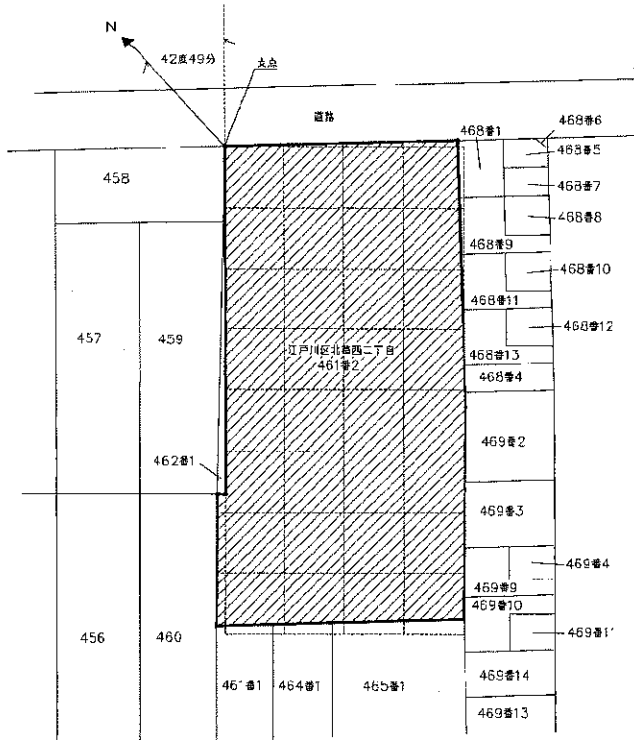
東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区北葛西二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【 凡例 】

- ▨ : 形質変更時要届出区域
- - - : 単位区画境界
- : 筆境界

【 支点 】

支点は、江戸川区北葛西二丁目461番2の最北点とする。

【 格子の回転角度（42度49分） 】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。